

平成20年度 第4回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 平成21年3月17日（火） 14時30分～16時42分

2. 場 所 鹿屋体育大学 大学院棟2階「演習室Ⅳ」
国立スポーツ科学センター 4階「テレビ会議室」

3. 出席者
学外委員 上治、岡崎、加賀谷、仮屋、小林の各委員
学内委員 福永、井上、松下、倉田、尾熊の各委員

4. 列席者
飯田監事、富岡監事、西薊学長補佐、志村附属図書館長

5. 内 容

1) 前回議事要旨確認

平成20年度第3回経営協議会の議事要旨について確認された。

2) 審議事項

（質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。）

(1) 平成21年度国立大学法人鹿屋体育大学年度計画について

井上委員から配付資料に基づき、中期目標・中期計画期間（平成16年度～平成21年度）の最終年度となる平成21年度年度計画の策定にあたり、平成16年度～平成20年度までの中期計画達成状況及び平成20年度に実施された中期目標期間評価（国立大学法人評価）を考慮しつつ年度計画の原案を作成したこと。また、「男女共同参画についての取り組みを推進する」、「教員の業績評価結果を処遇等に活用する」等の計画を新たに策定した旨の説明があり、以下の質疑の結果、原案のとおり了承された。

○ 男女共同参画の取り組みについては、具体的にどのような取り組みや内容を推進するのか。

○ スポーツ団体においては理事の30%程度を女性にするといった数値目標がある。政府に設置されている「男女共同参画会議」の取り組みを念頭におきつつ推進すべきだと考えるが、大学としての具体的な取り組みを示していただきたい。

● 今回、今までなかった男女共同参画に関する基本方針を策定し「男女共同参画の取り組みを推進する」という意思を示したものであり、具体的な内容としては、阻害する要因の除去、教育、研究及び就業についての改善措置の取り組み、教職員への啓発活動の実施、それらを具体的に実現するための組織としての男女共同参画推進室の設置等を実施する予定である。

本学の教員の女性比率は17%程度であり、全国立大学の平均値より高い数字であるが、今後とも教育、研究及び就業環境について実質的な機会均等を達成するため積極的な改善措置に取り組むこととしている。しかし、人事にお

いては適任者を選考することが大事であるため、予め数値目標を年度計画として設定することは難しいと考えている。

- 国際オリンピック委員会においても 2010 年までに 20% といったガイドラインを示しているので、そういったガイドラインを定めて推進する必要があるのではないか。

(2) 資金運用計画について

尾熊委員から配付資料に基づき、平成 20 年度及び平成 21 年度の収支計画を基に、運営費交付金として配分されている退職手当相当分のうち 70,000 千円について資金運用を図る計画であり、運用に当たってはリスク回避のため期間 6 ヶ月以内の銀行等の定期預金での運用とすること。また、ペイオフへの対応としていくつかの銀行等に分けて運用する旨の説明があり、以下の質疑の結果、原案のとおり了承された。

- 最近、一部の私立大学では資金運用上の失敗、損失があったが、今回提案されている資金運用については、健全な運用であると考ええる。

(3) 平成 21 年度国立大学法人鹿屋体育大学予算案について

尾熊委員から配付資料に基づき、予算総額 20.5 億円（対前年度△6.6%減）、運営費交付金の効率化減（対前年度△1%）に対応する予算額の設定、総人件費抑制を原則とした中での所要額を計上、中期目標・中期計画及び年度計画達成のために必要な経費（重点プロジェクト事業経費）の確保、自己収入の不足及び年度中の特殊な事情による支出増に備え予備費の設定を骨格とした、平成 21 年度予算案について説明があり、以下の質疑の結果、原案のとおり了承された。

- 超過勤務手当の予算額について今年と同額というのは疑問がある。労働基準法を遵守し、サービス残業とならないように超過勤務手当を法令に従い支払う必要があるが、超過勤務手当削減への取り組みも必要ではないか。
- 超過勤務の状況については事務局各課・室のデータを管理職に現状を知らせた上で、超過勤務手当の削減に取り組むよう指導している。なお、来年度予算については、超過勤務の状況を勘案し、今年度とほぼ同じ金額を見込む必要があるため予算計上したものである。

(4) 目的積立金による事業計画について

尾熊委員から配付資料に基づき、平成 20 年度までの承認額 198,928 千円のうち 131,410 千円については、平成 20 年度までに執行済みであるため、残りの 67,518 千円について、平成 21 年度における目的積立金（教育研究環境整備積立金）として事業計画を立案するもので、具体的には「目的積立金の使用指針」に基づき、4 事業（陸上競技場等の大規模改修等）を実施する予定である旨の説明があり、以下の質疑の結果、原案のとおり了承された。

- 平成 16 年度～平成 20 年度の 5 年間に積み立てた目的積立金は 21 年度までに全て執行し、平成 21 年度から新たに目的積立金を積み立てるということか。
- 平成 20 年度までに認められた目的積立金については平成 21 年度までに全て執行する予定である。平成 21 年度目的積立金の額及びその執行計画については、剰余金の額が未定であること及び当該剰余金が目的積立金として

次期中期目標期間へ繰り越し可能かどうかについて不明であるため、現状では詳細について言及できる状況ではない。

(5) 国立大学法人鹿屋体育大学就業規則等の一部改正について

尾熊委員から配付資料に基づき、平成20年度人事院勧告に基づく人事院規則の改正及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行に伴う裁判員制度実施に対応するため、1週間あたりの勤務時間数を38時間45分、1日あたりの勤務時間を7時間45分とすること及び本学職員が裁判員に選任され、裁判員として裁判所へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間を特別休暇とする等の改正並びにその他文言等の整理を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

(6) 鹿屋体育大学大学院体育学研究科体育学専攻（修士課程）社会人コース（仮称）の開設及びサテライトキャンパスの設置について

井上委員から、本議題については前回の経営協議会において意見を伺ったところだが、その後学内においても教育研究評議会を始めとする各種会議での説明及び意見聴取、関係する教員で組織するワーキンググループ及び企画室での検討を行い、配付資料を取り纏めた旨の説明があった。その上で配付資料に基づき、鹿屋体育大学大学院体育学研究科体育学専攻（修士課程）社会人コース（仮称）については、首都圏を中心とした、スポーツビジネス界、スポーツ産業界、現職公務員等の社会人及び競技スポーツ選手のセカンドキャリアのための能力向上及びキャリアアップを目的とし、平成21年10月から秋季入学として入学定員18名の枠内で社会人特別選抜として若干名を募集し、初年度は運動による人のアクティブ・ライフスタイルの推進を目指す「生涯スポーツ科学領域」を中心とした教育内容を実施すること。また、サテライトキャンパスについては、東京都23区内に設置予定であり、設置時期は平成21年5月～7月を予定し、100㎡～150㎡程度の面積で、講義室（2室）、学生ラウンジ、事務室、テレビ会議システム、教育用・事務用PC、コピー機等の施設、設備等を備え、教育活動、学術研究活動、公開講座、産学連携活動、広報活動、入試関連業務等に利用する予定であるとの説明があり、以下の質疑の結果、原案のとおり了承された。

なお、サテライトキャンパスの設置場所については、学長が決定し、次回報告することも併せて了承された。

- 社会人コースの教育、カリキュラムの特色についてはどうなのか。社会人に対してはそういった特色が重要だと考えるが。
- 平成21年度においては、現行のカリキュラムの変更をほとんど行わず、生涯スポーツ科学領域を中心とした教育内容とする予定である。なお、外部の著名な講師等の特別講義を実施することを考えており、これは教育上の特色であると考えている。
- 若干名とはいえ、入学定員18名の枠内で実施することとなると、鹿屋キャンパスで学ぶ大学院生の学生数が減少することになるのではないかと。
- 当面は既存の入学定員の枠内で行うこととし、今後、志願者数を勘案しつつ、必要があれば平成23年度概算要求以降において入学定員増要求を実施する予定である。

3) 報告事項

(1) 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について

井上委員から配付資料に基づき、平成16年度から平成19年度までの4年間が対象期間であり、評価結果については「教育に関する目標」、「研究に関する目標」及び「社会との連携、国際交流等に関する目標」については「おおむね良好」、業務運営・財務内容等の状況のうち「業務運営の改善及び効率化」及び「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標」については「良好」、「財務内容の改善に関する目標」及び「その他業務運営に関する重要目標」については「おおむね良好」との評価を受けたこと。また、この原案については3月13日（金）までに、国立大学法人評価委員会に対し意見申立をすることとなっていたため、学長及び理事で検討した結果、意見申立1件及び正確性を期すための訂正依頼2件の意見申立を行ったことについて報告があった。

なお、今後、3月26日に国立大学法人評価委員会総会（第26回）が開催され、中期目標期間における業務の実績に関する評価が決定すること。また、評価結果は次期中期目標期間（平成22年度～平成27年度）における運営交付金の算定に反映される予定である旨の説明があった。

4) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について

松下委員から、平成21年度体育学部入学試験〔一般選抜及び私費外国人留学生選抜〕及び平成21年度大学院体育学研究科入学試験〔春期募集〕の結果について、平成20年度卒業生及び修了生予定者について、平成21年度重点強化競技及び重点強化選手について及び学生の競技成績等について（平成21年1月～2月）、尾熊委員から東京オリンピック・パラリンピック招致委員会と連携・協力協定の締結について及び平成21年度鹿屋体育大学広報戦略アドバイザーの委嘱について、松下委員から「大学地域コンソーシアム鹿児島」の設立について、それぞれ配付資料に基づき報告があった。なお、以下の質疑があった。

○ 休学者及び退学者はどのくらいいるのか。

● 平成20年度について現在のところ、体育学部の休学者数9名、退学者数3名、大学院体育学研究科の休学者12名、退学者1名である。また、この数は例年並である。

○ 大学地域コンソーシアムの取り組みについては素晴らしい取り組みである。是非発展させて欲しい。

○ 東京オリンピック・パラリンピック招致委員会と連携・協力協定の締結を機に、「東京オリンピック・パラリンピック招致ピンバッジ」を鹿屋体育大学の役職員及び学生が着用することとしてはどうか。

● ご提案について東京オリンピック・パラリンピック招致委員会と連絡をとり、実施したい。

5) 第二期国立大学法人鹿屋体育大学中期目標・中期計画（素案）の作成について

井上委員から配付資料に基づき、策定スケジュール、本学が定めた中期目標・中期計画の策定等に関する基本方針、中期目標・中期計画（素案）の策定にあたっての留意事項及び国立大学法人の組織・業務全般の見直しの内容・スケジュール等についての説明並びに本学での第二期中期目標・中期計画（素案）の策定作業についての報告があった。

6) その他

(1) ウェブジャーナル「スポーツパフォーマンス研究」について

福永議長から配付資料及びインターネット接続によるデモンストレーションにより、ウェブジャーナル「スポーツパフォーマンス研究」の内容及び進捗状況等について説明があった。

(2) 仮屋委員の辞任について

仮屋委員から、平成21年3月31日付けで鹿児島県副知事を辞任することとなり、それに伴い同日付けで、国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会委員を辞任する意向であるとの発言及び退任の挨拶があった。